

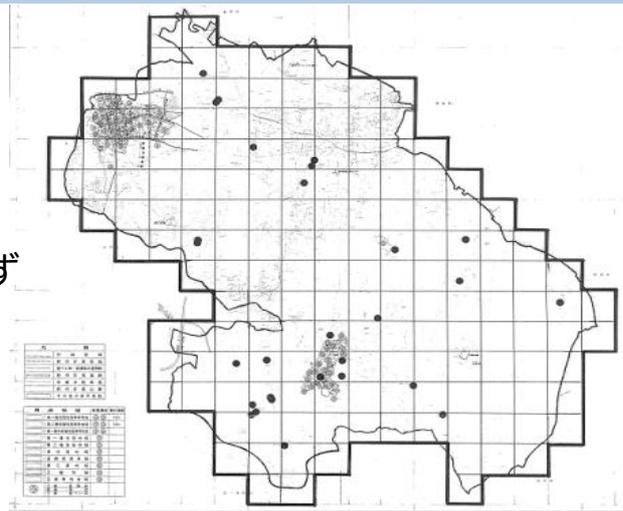
【土壌の採取について】

平成25年3月 放射線対策統括室作成

平成24年10月より開始した環境放射能測定事業に関して、土壌採取の条件・方法は下記の通りです。土壌採取に用いる器具等や、採取の方法については、独立行政法人農業環境技術研究所作成の資料をもとに決定しました。

①土壌の採取にあたって

- ・市内全域を1km×1kmのメッシュによって164個のブロックに分割します。
- ・うち162個のメッシュより1箇所ずつ土壌を採取します。（2個のブロックについては百里基地敷地内につき採取不可）



②土壌採取の条件

- ・原則として晴天の日に採取します。（※1）
- ・土壌採取日前日に雨が降った場合は、採取はできません。（※2）
- ・震災以降に土の入替え等を行った箇所については採取できません。（※3）
- ・極端に空間線量が高い箇所については採取を控えます。（※4）
- ・個人所有地からの採取はできません。
（採取可能な場所の例：公民館，公園，神社・・・）

（※1）（※2）・・・土壌に水分が多く含まれてしまうと、含水率の変化によって測定結果に誤差が生じる可能性があるため、土壌の採取にあたっては「当日の天候が晴天」かつ「前日に雨が降っていない」ことを条件として設けています。

（※3）・・・当事業は3月11日以降の小美玉市内における土壌中の放射性セシウム沈着量を検証するもので、土の入替え等を行っている箇所については比較対象になりません。

（※4）・・・測定結果を比較検証する上でも、周囲の環境的条件を均一にする必要があります。よって、空間線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を上回らない箇所において土壌の採取・測定を極力進めました。

③使用器具等



- ・ハンドサンプラー（写真右）
- ・土壌採取用プラスチック円筒（写真左）
- ・空間線量測定器（シンチレーションサーベイメータ）
- ・GPS機能付デジタルカメラ
- ・スコップ各種
- ・ビニール袋

④採取場所の選定



- ・個人所有地に該当しないか、事前に確認します。
- ・採取前に空間線量を測定し、土壌採取に適切な箇所かを確認します。
- ・場所の選定が済んだら、右図のように1m×1mのロープを張ります。このロープが土壌採取の基準となります。

⑤土壌の採取



- ・深さ5cmで、ロープ内の4隅と中心の5箇所から採取します。
- ・土壌を採取する際は、極力草や根が混入しない場所を選定します。
- ・土壌採取後は、必ず穴を埋めてから移動します。



※採取した土壌は、測定を行い、安全を確認した上で、次回土壌を採取する場所にて、適切な形で処理をします。